

## 復興庁、法務省、国交省の連携チームによる モデルケースでの主な成果

### (1) 所有者が不明の土地への対応（土地収用制度）

- 昨年11月下旬から国交省と県において、事業認定の申請に向けた準備を進め、県が1～2年要すると懸念していたものを、事業認定庁（東北地整）への申請書案の持込後約1か月で書類概成。
- 4月9日、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第2弾）公表。事業認定手続の短縮（3か月⇒2か月以内）や指名委員制度の活用など手続簡素化。
- 4月14日、土地収用法に基づく説明会を事業の説明会と兼ねて開催（当初の予定より3か月前倒し）。
- 今後、夏頃目途に事業認定の申請予定。事業認定告示後、速やかに収用裁決の申請へ。

### (2) 所有者の居所が不明の土地への対応（財産管理制度）

- 管理人のなり手不足、選任に時間がかかるとの懸念に対して、県において、県弁護士会、県司法書士会に協力要請するとともに、25年3月、法務省においても、最高裁、日弁連、日司連に協力要請。
- 4月9日、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第2弾）公表。裁判所における取組として、震災を原因とする所在不明の場合の手続簡素化、家庭裁判所の体制整備、相談窓口の周知等を行ったほか、今後、法務省・最高裁において、手続に関するQ&Aを作成し、自治体による申立てガイドラインの作成に協力。
- 財産管理制度については、地権者調査の結果、今回のモデルケースにおいて2件の申立てを行うことと整理。
- 相続人がいない案件について、4月25日、岩手県が家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て(1件)。

### (3) その他

#### ① 相続人多数の土地等への対応（権利者調査の外注促進）

- 国土交通省から県に外注ノウハウ（仕様書・積算基準）等を提供。県において外注の準備完了。

#### ② 土地の境界への対応（実務対応）

- 県が権利者に説明の上、25年7月目途に法務局に滅失登記を申請予定。

#### ③ 浸水地の測量（実務対応）

- 法務局登記官が浸水地を現地確認。一定の要件の下、分筆の登記嘱託がされたときは登記できる運用を法務局・地方法務局に周知。

#### ④ 浸水地の土地評価（実務対応）

- 国交省から情報提供。県が県不動産鑑定士協会と連携して対応。